

受理番号第5号

平成26年8月25日

守谷市議会議長 松丸 修久 様

陳情者

住 所 茨城県守谷市松ヶ丘7-5-27

氏 名 茨城県平和委員会 守谷の会

代表 齋藤 哲

集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回を求める意見書提出に関する陳情

【陳情の趣旨】

集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回するとともに、集団的自衛権行使のための立法措置を中止し、日本国憲法9条を守り、生かすこと。

これらをふまえた意見書（別紙）を政府関係機関に提出することをお願いいたします。

【陳情の理由】

7月1日、安倍内閣は集団的自衛権の行使を容認する「閣議決定」を世論の反対を無視して強行しました。これは、憲法9条のもとでは「海外での武力行使は許されない」とした政府の見解を180度転換し「日本が海外で戦争する国」になることを意味します。解釈で憲法9条の破壊は許されません。今多くの世論調査でも6割近い人が集団的自衛権の行使に反対しています。全国の190の自治体（8/12現在）で集団的自衛権行使容認反対の意見が採択されています。貴市議会におかれましても、「意見書」（別紙）の採択をお願いいたします。

上記のとおり陳情いたします。

【別 紙】

集団的自衛権行使容認「閣議決定」の撤回を求める意見書

安倍内閣は7月1日、国民の多数の声を無視し集団的自衛権行使容認を柱とした「閣議決定」を強行しました。

この「閣議決定は」は「憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されない」という従来の政府見解を180度転換し「海外で戦争する国」への道をひらくものです。

こうした憲法改正に等しい大転換を、与党の密室協議で「閣議決定」強行することは、立憲主義を根底から否定するとともに、憲法9条を破壊するもので「閣議決定」は容認できません。地方議会でも190の自治体（8／12日現在）が「閣議決定」に反対する「意見書」を可決しています。

以下の3項目の実施を求めます。

記

1. 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回すること。
2. 集団的自衛権行使のための立法措置を行わないこと。
3. 日本国憲法9条を守り、生かすこと。

提出先 安部内閣総理大臣 殿
衆議院議員議長 殿
参議院議員議長 殿